

## 中心市街地活性化 よくある御意見・御質問とその回答

### 【認定申請主体】

---

**Q 1.** 計画の認定は、市しか認められていないのか。町村は対象外なのか。

**A 1.** 「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）9条1項によれば、市町村が、「基本計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとされています。

したがって、市町村（地方自治法281条2項により特別区を含む。）であれば、認定の申請をすることができます。

なお、「人口何万人以上であること」等、市町村の規模については認定の要件とはされていません。

### 【中心市街地の規模】

---

**Q 2.** 中心市街地の規模の考え方について教えてほしい。

**A 2.** 「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）3章2.(2)によれば、「例えば、一団的な形状であって、居住人口や都市機能等において市町村の他の地域に比べて高い密度が保持されているなど各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲」とされており、「これまで都市機能の集積がなく、今後新たに市街地として整備する地区や周辺居住者のための近隣核であり広域的な効果が見込まれない地区等を含めて広く中心市街地の区域とすることは適当ではない」とされています。このような考え方に照らし、各種事業等の取組の効果が上がるよう、適切な中心市街地の規模等の設定に努めてください。

### 【事業内容】

---

**Q 3.** いわゆる「ハード事業」を「基本計画」に定めることが、認定に当たり必須なのか。

**A 3.** 中心市街地の活性化に当たっては、地域の実情に見合った事業の実施が必要であり、特定の事業がなければ、認定要件を満たさないというものではありません。

しかしながら、基本計画の内容が、認定要件である「中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与する」（法9条7項2号）ものとなり、「円滑かつ確実に実施されると見込まれる」（同項3号）ものとなるために、多くの認定基本計画において、いわゆる「ハード事業」が核事業とされているのが現状です。

## 【計画期間】

---

Q 4. 計画期間が「おおむね5年以内」というのは、短いのではないか。

A 4. 中心市街地の活性化に当たっては、中長期的な視点による取組が必要である一方で、集中投資に見合った計画期間とした上で、取組に係る効果の検証等を効率的に行えるようにすることが重要です。このため、「基本方針」2章3. ①a)においては、「計画期間」については、「おおむね5年以内を目安」とされています。

ただし、「おおむね5年以内」の「計画期間」をもって作成した「基本計画」に基づく取組が終了した後、新たに「基本計画」（第2期計画）を作成し、認定を受けることも可能です。そして、現に、第2期計画に取り組んでいる市もあります。

なお、新たな「基本計画」の認定に際しては、中心市街地の現状や過去の取組の実施状況等について把握・検証した上で、実情に応じた適切な基本計画とすることが必要になります。

## 【目標】

---

Q 5. 「中心市街地の活性化の目標」を定める場合、どのような「目標」でもよいのか。

A 5. 法9条3項2号によれば、「基本計画」を定める場合には、「中心市街地の活性化の目標」の目標を定めるよう努めるものとされています。

この「中心市街地の活性化の目標」は、地域の実情に応じて定めることができますが、その設定に当たっては、「達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定する」とされています（「基本方針」2章4. (2)）。

Q 6. 「基本計画」に定める「目標」の数は、いくつでもよいのか

A 6. 「目標」の数について特段の規定はありません。ただし、認定要件として、「中心市街地の活性化に相当程度寄与するもの」（法9条7項2号）とされていること等からも、複数の目標の設定が基本となると考えています。

## 【基本計画の変更】

---

Q 7. 「基本計画」を変更する必要性が生じたので、認定を受けたい。いつ頃相談すればよいのか。

A 7. 「基本計画」の変更については、随時、内閣府まで御相談ください。詳細なスケジュール等について相談させていただきます。

なお、認定基本計画の変更についても、基本計画の認定同様、中心市街地活性化協議

会等の意見聴取(法 11 条 2 項、9 条 5 項)、関係行政機関の長の同意(法 11 条 2 項、9 条 9 項)等の諸手続が必要となります。このため、変更認定自体も、年に 3 回を基本に、実施しているところです。あらかじめ御了承ください。

**Q 8.** 「基本計画」上の「目標」の達成に大きく寄与すると考えていた事業の実施の見込みが立たなくなった。その場合の手続について教えてほしい。

**A 8.** 「目標」の達成に大きく寄与する見込みの事業の実施の見込みが立たなくなる場合には、「基本計画」の円滑かつ確実な実施が困難となるおそれがあり、ひいては、中心市街地の活性化の実現が困難となることも考えられます。速やかに、内閣府まで御連絡ください。

**Q 9.** 予定していた事業が遅延しているが、計画期間の延長は可能か。可能な場合、どのくらいまで延長できるのか。

**A 9.** 法 1 1 条 1 項によれば、認定基本計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない、とされており、この「変更」には、「計画期間」の変更も含まれています。

ただし、基本計画の変更に当たっても、認定要件(法 9 条 7 項)を満たす必要があることから、例えば、「計画期間」の変更についていえば、「基本方針」への適合(法 9 条 7 項 1 号)という観点から、変更後の「計画期間」が、「おおむね 5 年以内を目安」(「基本方針」2 章 3. ①a))に適切に設定されること等が必要になります。

具体的には、変更後の「計画期間」は、6 年未満と考えています。詳しくは、内閣府までお問い合わせください。

## 【支援措置】

---

**Q 1 0.** 内閣総理大臣の認定を受けることにより、どのような支援措置が活用できるのか。

**A 1 0.** 「認定基本計画」に対しては、各府省が連携して支援措置を講ずることとしています。具体的には、法 4 章に規定する「特別の措置」のほか、補助金、特別交付税等の支援措置が用意されています。詳しくは、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル 5 章」を御参照ください。

**Q 1 1.** 国の支援措置を、更に充実してほしい。

**A 1 1.** 中心市街地の活性化に向け、関係各府省が支援措置の充実について、検討・措置しているところです。また、内閣府としても、各市町村からの「基本計画」の実施に関するフォローアップ報告等を受け、効果的な取組の紹介、助言等を通じ、中心市街地の魅力向上と賑わいの回復のために努めてまいります。